

第3 遺言～相続？争続？トラブル防止のために～

いったい誰が相続人？～相続人と法定相続分～

相続順位

第1順位
子がいる場合

配偶者
 $\frac{1}{2}$

子 ※人数で分割
 $\frac{1}{2}$

第2順位
子がなく
親がいる場合

配偶者
 $\frac{2}{3}$

親 ※人数で分割
 $\frac{1}{3}$

第3順位
子も、親も
いない場合

配偶者
 $\frac{3}{4}$

兄弟姉妹
※人数で分割
 $\frac{1}{4}$

●配偶者は常に相続人となります。

●配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。

●相続人となる子や兄弟姉妹が既に死亡している場合には、その子（被相続人にとっての孫やおい・めい）が相続人となります（「代襲相続」）。



MEMO

遺留分？～遺言書に対する法定相続人の留保分～

【遺留分とは・・・】

亡くなった方（被相続人）が遺言書を残していた場合、その内容にかかわらず、相続人が一定の割合の財産を取り戻す請求をすることができる権利のことです。

例えば「友人〇〇に『全ての財産』を遺贈する」との遺言書があった場合、遺産をもらえなかっただ相続人は、その遺産総額の一定の割合の金銭を、遺産をもらったその友人〇〇に請求することができるのです。

請求するかしないかは各相続人の自由であり、故人の意思を尊重して、請求しない人もたくさんいます。

しかし、争いの元になりかねないため、遺言書を書くときには、この遺留分に配慮して考えることをお勧めします。

法定相続人		遺留分
配偶者と	子   	配偶者: $\frac{1}{4}$ 子: $\frac{1}{4}$
	父母  	配偶者: $\frac{1}{3}$ 父母: $\frac{1}{6}$
	兄弟姉妹  	配偶者: $\frac{1}{2}$ 兄弟姉妹: なし
配偶者のみ		$\frac{1}{2}$
子のみ		$\frac{1}{2}$
父母のみ		$\frac{1}{3}$
兄弟姉妹のみ		なし

【注意】兄弟姉妹には遺留分はありません。



遺言書 ~きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ~

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にそって作成された遺言書の記載は、**法定相続分のルールに優先**します。そのため**遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段**です。

どちらにする？ ~自筆証書遺言と公正証書遺言~

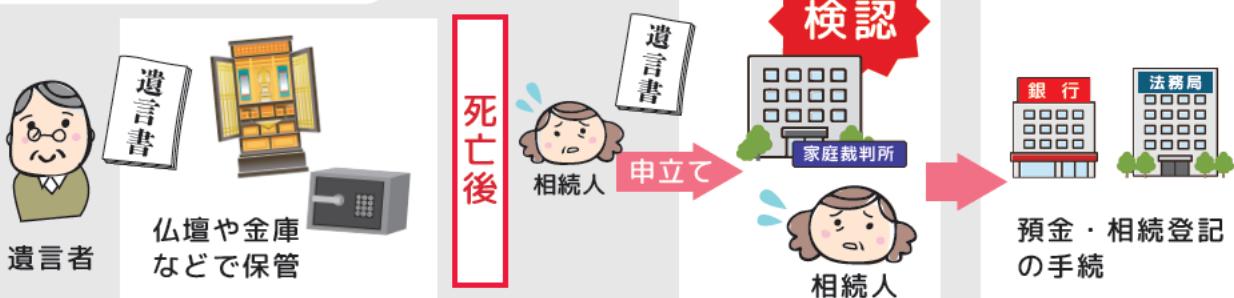
遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示しました。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名を自書及び捺印する	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で保管又は法務局に預ける	原本は公証役場において厳重に保管される
家庭裁判所の検認	 必要 <p>法務局に預けた場合、検認は不要です</p>	不要
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・作成費用がかからない ・作成に手間がかからない ・内容に不備があると無効になる可能性がある ・自宅保管の場合紛失や改ざんのおそれがある ・自宅保管の場合相続人に発見されないことがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・無効な遺言書になりにくい ・紛失や改ざんのおそれがない ・公証人が出張して作成することが可能 <p>法務局に預けた場合、長期間適正に保管し、紛失等のおそれがなくなります</p> 

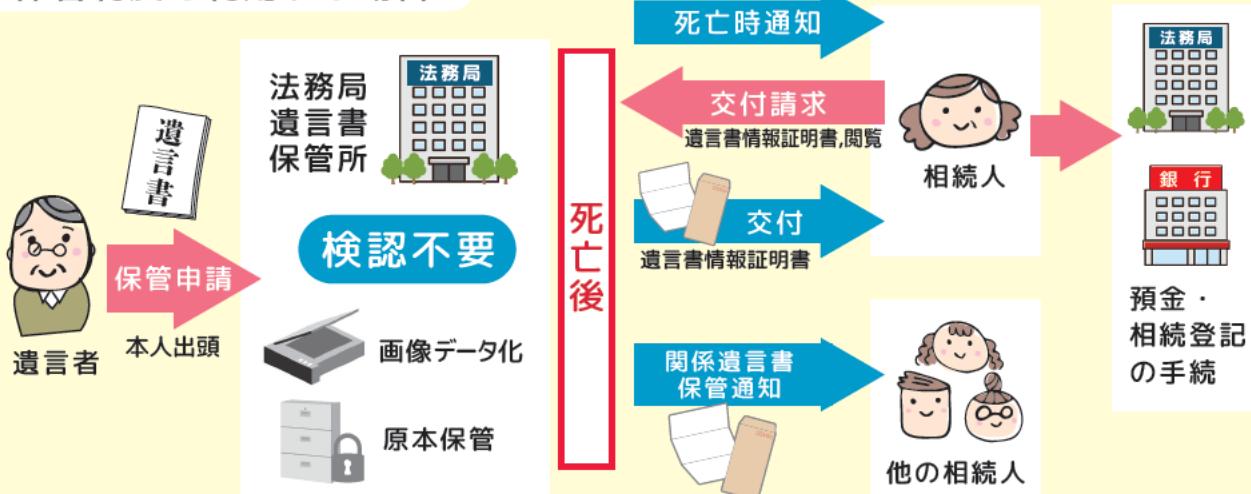
法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する制度、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

自宅で保管する場合



保管制度を利用する場合



メリットは？

- ①家庭裁判所での検認が不要です。
- ②遺言書が紛失・亡失するおそれがなくなります。
- ③遺言者の死後、相続人等に遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

相続開始後は？

- ①相続人等は遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧等ができます。
- ②相続人等が遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人に通知します。

あなたの最後の意思表示が確実に伝わります！相続トラブルを防ぎ、相続手続が円滑に進みます！

●手数料一覧●

申請・請求の種別	申請・請求者	手数料
遺言書の保管の申請	遺言者	1通につき 3,900円
遺言書の閲覧の請求 (モニター) (原本)	遺言者・関係相続人等	1回につき 1,400円 1回につき 1,700円
遺言書情報証明書の交付請求	関係相続人等	1通につき 1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	関係相続人等	1通につき 800円

自筆証書遺言書保管制度の
詳細は法務省HPの
QRコードからご覧ください



自筆で遺言を書くときのルールは4つだけ！！

①本文の内容

②作成日付

③作成者氏名

④作成者の印鑑を自分で押す

これらを全部自筆で書く！



一番簡単な遺言書を自筆で書いてみよう！

全ての財産を妻にのこす遺言書の例

遺言書

全ての遺産は、妻〇〇〇〇に相続させる。

令和〇年〇月〇日

大阪府〇〇市〇〇町〇番〇号

司法太郎 印

【注意】

- ①西暦又は和暦で、日にちまで必ず書くこと（×吉日）
- ②戸籍に記載されている名前を書くこと（×あだ名やペンネーム）
- ③印鑑は認印でも実印でも可（×スタンプ印）
- ④鉛筆や消えるボールペンは不可



自筆で書いてみたら、法務局に預けてみよう！

「違う内容の遺言を書きたい」「法務局への預け方を相談したい」という場合は、お近くの司法書士へお問い合わせください。



司法書士を紹介してもらいたい



お近くの司法書士を自分で探したい



«法務局に預ける遺言書の用紙には、次のルールがあります»

① 用紙は、A4 サイズで、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。

② このページのような余白を必ず確保してください。

③ ページ数や変更・追加の記載を含めて、余白部分には何も記載しないでください。

④ 各ページにページ番号を記載してください。
(1枚のときも1/1と記載してください。)

⑤ 片面のみを使用し、裏面には何も記載しないでください。

⑥ 数枚にわたるときであっても、とじ合わせないでください。

法務局への預け方の詳細は、次のページをご覧ください。

遺言者が遺言書を預ける ~保管申請の流れ~

- 1 自筆証書遺言に係る
遺言書を作成する



21.22 ページ

- 2 保管の申請をする遺言書保管所を決める

保管の申請ができる遺言書保管所

- 遺言者の住所地
- 遺言者の本籍地
- 遺言者が所有する不動産の所在地



のいずれかを管轄する遺言書保管所

- 3 申請書を作成する

申請書に必要事項を記入してください

申請書の様式は、法務省HP

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)
からダウンロードできます。

遺言書 申請書

また法務局（遺言書保管所）窓口にも
備え付けられています

- 4 保管の申請の予約をする

予約の方法は3種類



ホームページ



電話



窓口

- 5 保管の申請をする

ア 遺言書

イ 申請書

ウ 添付書類（本籍地及び筆頭者の記載がある住民票の写し等）※作成後3ヶ月以内のもの

エ 本人確認書類（官公署から発行された顔写真付きの公的証明書）

マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳
在留カード 特別永住者証明書 ※有効期限のある証明書は期限内のもの

オ 手数料 1通につき 3,900円

※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。

ア～オを持参して予約した日時に
遺言者本人が、遺言書保管所に
お越し下さい



- 6 保管証を受け取る

手続終了後、保管証をお渡しします。

遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届出、
遺言書情報証明書の交付請求等をするときに
保管番号があると便利ですので、
大切に保管してください。

